

報告第 10 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 7 日 報告

四万十町長 中尾 博憲

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。